

平成29年度熊本県県費留学生受入事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県商工観光労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に基づき、熊本県出身海外移住者子弟留学生（以下「留学生」という。）に対して交付する熊本県県費留学生受入事業補助金の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 要項第2条の補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりとする。

補助金対象経費	補助金額
留学生の受入れ等に要する経費	
(1) 往復旅費	(1) ブラジル人留学生 (崇城大学) 250,000 円
(2) 滞在費	(2) 70,000 円×12 月×1 人 840,000 円
(3) 学費	(3) 検定料 30,000 円 入学金 30,000 円

(補助金の交付申請)

第3条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。
2 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、平成29年4月24日とする。

(補助金の内容等の変更)

第4条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記第2号様式によるものとする。

附則

この要領は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。